

## 議案第 19 号 守口市立認定こども園条例の一部を改正する等の条例案

ご報告申し上げます。

本案は、守口市こども計画に基づき、東部エリアにおける公立認定こども園の民間移管に伴う定員拡大と利用児へのサービスの拡充を図るため、令和9年度に守口市立にじいろ認定こども園を民間移管することから、所要の改正を行おうとするものであります。

なお、請願第1号、公立にじいろ認定こども園の民営化についての請願については、本案と相関連することから、あわせて審査を行った次第であります。

本委員会といたしまして審査を行いました結果、理事者においては、今後の保育の受け皿確保については民間主導により実施するとの方針の下、東部地域における定員拡大と利用児へのサービスの拡充を図るため、外島認定こども園に続き、令和9年4月から、にじいろ認定こども園を民間移管するとのことである。よって、移管に当たっては、利用者負担や移管後の保育体制などについて、利用者から不安の声もあることから、移管後も安心して施設を利用いただけるよう、なお一層利用者の目線に立った丁寧な説明や対応に努められたいこと。

また、特に医療的ケア児等の配慮の必要な子どもへの対応など、引き続き、市として、実情に応じ、保育環境整備に向けた利用者、民間事業者に対する支

援を充実強化するとともに、今後も民間園と密に連携を図り、協力を得ながら、きめ細やかな保育の受入体制が構築されるよう鋭意取り組まれないとの希望意見を付し、賛成多数をもって、これを原案どおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、寺本委員におかれましては、様々な理由から公立認定こども園を残すべきであり、これ以上、民間移管を進めるべきではないとの理由から、反対の意を表明されましたことを付言いたします。

以上、委員長報告といたします。